

東京都公報

発行 東京都

108

目 次

108

規 程（選）

- 政治資金規正法に基づく写しの交付に関する規程の一部を改正する規程
- 政党助成法に基づく写しの交付に関する規程

訓 令（選）

- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正

規 则（人）

- 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

訓 令（人）

- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正

訓 令（監）

- 給料の特別調整額に関する規程の一
部改正

通 達

- 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正

（東京都人事委員会）...二七

規 程（選）

政党助成法に基づく写しの交付に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第三十

二条第五項の規定に基づく、都道府県提出文書の写しの交付について必要な事項を定めるものとする。

（写しの交付の請求）

●東京都選挙管理委員会規程第一号

- 政治資金規正法に基づく写しの交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように

定める。

令和七年十二月二十四日

東京都選挙管理委員会

政治資金規正法に基づく写しの交付に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法に基づく写しの交付に関する規程（平成二十年東京都選挙管理委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は政治資金監査報告書」を「政治資金監査報告書又は確認書」に改める。

別記第一号様式中

- 「2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）」を
- 「2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）」に改める。
- 3 確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

附 則

1 いの規程は、令和八年一月一日から施行する。

2 いの規程の施行の際、この規程による改正前の政治資金規正法に基づく写しの交付に関する規程別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都選挙管理委員会規程第二号

政党助成法に基づく写しの交付に関する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都選挙管理委員会

第二条 法第三十二条第五項の規定により都道府県提出文書の写しの交付を請求するときは、別記第一号様式（以下「交付請求書」といへ。）によるものとする。

2 東京都選挙管理委員会（以下「委員会」といへ。）は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、その補正を求めるものとする。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するものとする。

（交付通知）

第三条 委員会は、都道府県提出文書の写しを交付するときは、請求者に対し、その旨並びに交付する日時及び場所を書面（別記第一号様式）により通知（以下「交付通知」といへ。）をするものとする。

2 委員会は、都道府県提出文書の写しの交付を請求されたときは、遅滞なく交付通知をするものとする。

3 委員会は、やむを得ない理由により、速やかに交付通知をすることができないときは、請求があつた日から六十日以内に交付通知をするよう努めるものとする。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（写しの交付）

第四条 都道府県提出文書の写しの交付を受けたときに提出する交付申込書は、別記第三号様式のとおりとする。

2 委員会は、都道府県提出文書の写しを交付するときは、東京都選挙管理委員会関係手数料条例（平成二十年東京都条例第百三十五号）別表に規定する手数料額を受領するものとする。

（委任）

第五条 この規程に定めるもののほか、都道府県提出文書の写しの交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和八年一月一日から施行する。

別記
第1号様式（第2条関係）

都道府県提出文書の写しの交付請求書		年	月	日
東京都選挙管理委員会 殿				
請求者	ふりがな 氏名 郵便番号	ふりがな 氏名 住所 電話	法人その他の団体にあつては、その 名称、事務所又は事業所の所在地及 び代表者の氏名	
連絡先	ふりがな 氏名 電話	ふりがな 氏名 電話	法人その他の団体の担当者その他連 絡可能な方を記載してください。	
政黨助成法第32条第5項の規定に基づき、次のとおり都道府県提出文書の写しの交付を請求します。				
書類の種類（希望する書類を○で囲んでください。）				
1 支部報告書				
2 支部総括文書				
3 監査意見書				
政治団体の名称		年	年	年
		年分	年分	年分
		年分	年分	年分
		年分	年分	年分
		年分	年分	年分
		年分	年分	年分
		年分	年分	年分
		年分	年分	年分
		年分	年分	年分
		年分	年分	年分

第2号様式（第3条関係）

交付通知書	第 年 月 日 号								
東京都選挙管理委員会									
年　月　日付けの交付請求について、政黨助成法に基づく写しの 交付に関する規程第3条第1項の規定により、次とおり都道府県提出文書 の写しを交付しますので通知します。									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td>交付する都道府県提出文書の件名</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>写しを交付する日時及び場所</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>事務担当課</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>備考</td> </tr> </table>		1	交付する都道府県提出文書の件名	2	写しを交付する日時及び場所	3	事務担当課	4	備考
1	交付する都道府県提出文書の件名								
2	写しを交付する日時及び場所								
3	事務担当課								
4	備考								

注 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。
なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で連絡
してください。

（日本産業規格A4番）

第3号様式（第4条関係）

都道府県提出文書の交付申込書		領　收　書		領　收　書　控																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏名（名称）及び住所（所在地）</td> <td style="width: 50%;">年　月　日付　第　号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">による都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料として、次の金額を領収しました。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">都道府県提出文書の件名</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>（窓口控）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付額計</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">年　月　日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年　月　日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年　月　日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">東京都選挙管理委員会 殿</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">主管部課（所）名</td> <td style="width: 50%;">職氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（請求者交付用）</td> </tr> </table> </td> <td colspan="2"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">都道府県提出文書の件名</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>（請求者交付用）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付額計</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> <td colspan="2"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">都道府県提出文書の件名</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>（金銭出納員控）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付額計</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		氏名（名称）及び住所（所在地）	年　月　日付　第　号	による都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料として、次の金額を領収しました。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">都道府県提出文書の件名</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>（窓口控）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付額計</td> <td>円</td> </tr> </table>		都道府県提出文書の件名	金額	（窓口控）	円	納付額計	円	年　月　日		年　月　日		年　月　日		東京都選挙管理委員会 殿						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">主管部課（所）名</td> <td style="width: 50%;">職氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（請求者交付用）</td> </tr> </table>		主管部課（所）名	職氏名	（請求者交付用）		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">都道府県提出文書の件名</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>（請求者交付用）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付額計</td> <td>円</td> </tr> </table>		都道府県提出文書の件名	金額	（請求者交付用）	円	納付額計	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">都道府県提出文書の件名</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>（金銭出納員控）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付額計</td> <td>円</td> </tr> </table>		都道府県提出文書の件名	金額	（金銭出納員控）	円	納付額計	円
氏名（名称）及び住所（所在地）	年　月　日付　第　号																																														
による都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料として、次の金額を領収しました。																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">都道府県提出文書の件名</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>（窓口控）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付額計</td> <td>円</td> </tr> </table>		都道府県提出文書の件名	金額	（窓口控）	円	納付額計	円																																								
都道府県提出文書の件名	金額																																														
（窓口控）	円																																														
納付額計	円																																														
年　月　日		年　月　日		年　月　日																																											
東京都選挙管理委員会 殿																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">主管部課（所）名</td> <td style="width: 50%;">職氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（請求者交付用）</td> </tr> </table>		主管部課（所）名	職氏名	（請求者交付用）		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">都道府県提出文書の件名</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>（請求者交付用）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付額計</td> <td>円</td> </tr> </table>		都道府県提出文書の件名	金額	（請求者交付用）	円	納付額計	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">都道府県提出文書の件名</td> <td style="width: 50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>（金銭出納員控）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付額計</td> <td>円</td> </tr> </table>		都道府県提出文書の件名	金額	（金銭出納員控）	円	納付額計	円																										
主管部課（所）名	職氏名																																														
（請求者交付用）																																															
都道府県提出文書の件名	金額																																														
（請求者交付用）	円																																														
納付額計	円																																														
都道府県提出文書の件名	金額																																														
（金銭出納員控）	円																																														
納付額計	円																																														

（日本産業規格A4番）

訓

令(選)

●東京都選挙管理委員会訓令第一号

東京都選挙管理委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号)

の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

東京都選挙管理委員会

別表第一中「(東京都選挙管理委員会が別に定めるものについては区分十一)」及び

「又は区分十二」を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

区分一	区分二	区分三	区分四	区分五	区分六	区分七	区分八	区分九	行政職給料表(丁)	一一一、九〇〇円	一七、五〇〇円	一〇一、四〇〇円	九六、五〇〇円	八四、八〇〇円	行政職給料表(丁)
特別調整額の 区分															

別表第一(第一条関係)

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

規 則（人）

別表第二（第十二条関係）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和七年十二月二十四日

東京都人事委員会

◎東京都人事委員会規則第十七号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第二二号）
の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書中「及び経験者」を「経験者及び社会人」に改める。

別表第二八の項中

警察官 消防吏員	I類	0	3	1	4	3
	II類	0	4	2	4	3
	III類	0	5	3	4	3
警察官 消防吏員	I類	0	3	1	4	3
II類	0	4	2	4	3	じ
III類	0	5	3	4	3	じ
警察官 社会人	社会人	0	3	1	4	3

改め、同項備考を次のよへじ改め。

備考

- 職務の級欄に掲げる数字のうち「0」は、当該職務の級に決定するために必要な経験年数を示す。
- 社会人の経験年数の起算については、経験年数起算表の定めるところによる。

別表第五中

行政職給料表(一)	給料表 特別区分額の 特別調整額の
一〇、九〇円	一〇、七〇円
八五、〇〇円	七八、三〇円
七八、三〇円	七八、一〇円
七八、一〇円	六九、八〇円
六九、八〇円	六一、三〇円
六一、三〇円	区 分 九

東京都公報

改め。

別表第六の項

経験者	2年	2年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	9年	や
社会人	2年	2年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	9年	い

警察官	I	類	1級	25号給	や
消防吏員	II	類	1級	17号給	い
	III	類	1級	9号給	い

改め、同項に記載するものと並べる。

備考 試験(選考)欄の区分が社会人の者のうち、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級33号給」とあるのは「1級37号給」と、試験(選考)欄の区分が社会人の者のうち、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「1級33号給」とあるのは「1級41号給」とする。

別表第六の項をたのむへど改め。

イ 行政職給料表(一)

昇格の日の 前日に受け ていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	1	22	1
31	1	23	1
32	1	24	1
33	1	25	1
34	2	26	1
35	3	27	1
36	4	28	1
37	5	29	1
38	6	30	1
39	7	31	1
40	8	32	1
41	9	33	1
42	10	34	1
43	11	35	1
44	12	36	1
45	13	37	1
46	14	37	1
47	15	38	1
48	16	38	1
49	17	39	1
50	18	39	1
51	19	40	1
52	20	40	1
53	21	41	1
54	22	42	1
55	23	43	1
56	24	44	1

57	25	45	1
58	26	45	1
59	27	46	1
60	28	46	1
61	29	47	1
62	30	47	2
63	31	48	3
64	32	48	4
65	33	49	5
66	34	50	6
67	35	51	7
68	36	52	8
69	37	53	9
70	38	53	9
71	39	54	9
72	40	54	10
73	41	55	10
74	42	55	10
75	43	56	11
76	44	56	11
77	45	57	11
78	46	57	12
79	47	58	12
80	48	58	12
81	49	59	13
82	50	59	13
83	51	60	13
84	52	60	13
85	53	61	14
86	54	61	14
87	55	61	14
88	56	61	14
89	57	62	15
90	57	62	15
91	58	62	15
92	58	62	15
93	59	63	16
94	59	63	16
95	60	63	16
96	60	63	16
97	61	64	17
98	62	64	17
99	63	64	17
100	64	64	17
101	65	65	17
102	66	65	18
103	67	65	18
104	68	65	18
105	69	66	18
106	70	66	18
107	71	66	19
108	72	66	19
109	73	67	19
110	73	67	19
111	74	67	19
112	74	67	20
113	75	68	20
114	75	68	20
115	76	68	20

116	76	68	20
117	77	69	21
118	77	69	21
119	77	69	21
120	77	69	21
121	78	70	22
122	78	70	22
123	78	70	22
124	78	70	22
125	79	71	23
126	79	71	23
127	79	71	23
128	79	71	23
129	80	72	24
130	80		24
131	80		24
132	80		24
133	81		25
134	81		25
135	81		25
136	82		26
137	82		26
138	82		26
139	83		27
140	83		27
141	83		27
142	84		
143	84		
144	84		
145	85		
146	85		
147	85		
148	86		
149	86		

ハ 公安職給料表

昇格の日の 前日に受け ていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	2	1	1	1	1
3	1	3	1	1	1	2
4	1	4	1	1	1	2
5	1	5	1	1	1	3
6	1	6	1	1	1	3
7	1	7	1	1	1	4
8	1	8	1	1	1	4
9	1	9	1	1	1	5
10	1	10	2	2	1	6
11	1	11	3	3	1	7
12	1	12	4	4	1	8
13	1	13	5	5	1	9
14	1	14	6	6	1	10
15	1	15	7	7	1	11
16	1	16	8	8	1	12
17	1	17	9	9	1	13
18	2	18	10	10	1	13
19	3	19	11	11	1	14
20	4	20	12	12	1	14
21	5	21	13	13	1	15
22	6	22	14	14	1	15
23	7	23	15	15	1	16
24	8	24	16	16	1	16
25	9	25	17	17	1	17
26	10	26	18	18	1	17
27	11	27	19	19	1	18
28	12	28	20	20	1	18
29	13	29	21	21	1	19
30	14	30	22	22	1	19
31	15	31	23	23	1	20
32	16	32	24	24	1	20
33	17	33	25	25	1	21
34	18	34	26	26	1	21
35	19	35	27	27	1	22
36	20	36	28	28	1	22
37	21	37	29	29	1	23
38	22	38	30	30	1	23
39	23	39	31	31	1	24
40	24	40	32	32	1	24
41	25	41	33	33	1	25
42	26	42	34	34	1	25
43	27	43	35	35	1	26
44	28	44	36	36	1	26
45	29	45	37	37	1	27
46	30	46	38	38	1	27
47	31	47	39	39	1	28
48	32	48	40	40	1	28
49	33	49	41	41	1	29
50	34	50	42	42	1	30
51	35	51	43	43	1	31
52	36	52	44	44	1	32
53	37	53	45	45	1	33
54	38	54	46	46	1	34
55	39	55	47	47	1	35
56	40	56	48	48	1	36

別表第七ハの項を次のように改める。

57	41	57	49	49	1	37
58	42	58	50	50	1	38
59	43	59	51	51	1	39
60	44	60	52	52	1	40
61	45	61	53	53	1	41
62	46	62	54	54	1	
63	47	63	55	55	1	
64	48	64	56	56	1	
65	49	65	57	57	1	
66	50	66	58	58	1	
67	51	67	59	59	1	
68	52	68	60	60	1	
69	53	69	61	61	1	
70	54	70	61	62	1	
71	55	71	62	63	1	
72	56	72	62	64	1	
73	57	73	63	65	1	
74	57	74	63	66	2	
75	58	75	64	67	3	
76	58	76	64	68	4	
77	59	77	65	69	5	
78	59	77	66	70	6	
79	60	78	67	71	7	
80	60	78	68	72	8	
81	61	79	69	73	9	
82	62	79	70	74	9	
83	63	80	71	75	10	
84	64	80	72	76	10	
85	65	81	73	77	11	
86	66	82	74	77	11	
87	67	83	75	78	12	
88	68	84	76	78	12	
89	69	85	77	79	13	
90	70	86	78	79	14	
91	71	87	79	80	15	
92	72	88	80	80	16	
93	73	89	81	81	17	
94	74	90	82	82	17	
95	75	91	83	83	18	
96	76	92	84	84	18	
97	77	93	85	85	19	
98	77	93	85	85	19	
99	78	94	86	86	20	
100	78	94	86	86	20	
101	79	95	87	87	21	
102	79	95	87	87	21	
103	80	96	88	88	22	
104	80	96	88	88	22	
105	81	97	89	89	23	
106	82	98	90	90	23	
107	83	99	91	91	24	
108	84	100	92	92	24	
109	85	101	93	93	25	
110	86	102	93	93	26	
111	87	103	94	94	27	
112	88	104	94	94	28	
113	89	105	95	95	29	
114		105	95	95	29	
115		106	96	96	30	

116		106	96	96	30	
117		107	97	97	31	
118		107	98	98	31	
119		108	99	99	32	
120		108	100	100	32	
121		109	101	101	33	
122		110	101	102	34	
123		111	102	103	35	
124		112	102	104	36	
125		113	103	105	37	
126		113	103	105	38	
127		114	104	106	39	
128		114	104	106	40	
129		115	105	107	41	
130		115	106	107	42	
131		116	107	108	43	
132		116	108	108	44	
133		117	109	109	45	
134		118	110	110	46	
135		119	111	111	47	
136		120	112	112	48	
137		121	113	113	49	
138		122	114	114	50	
139		123	115	115	51	
140		124	116	116	52	
141		125	117	117	53	
142		126	118	118		
143		127	119	119		
144		128	120	120		
145		129	121	121		
146		129	121	122		
147		130	122	123		
148		130	122	124		
149		131	123	125		
150			123	126		
151			124	127		
152			124	128		
153			125	129		
154				130		
155				131		
156				132		
157				133		

ホ 医療職給料表（一）

昇格の日の 前日に受け ていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	2
3	1	3
4	1	4
5	1	5
6	1	5
7	1	6
8	1	6
9	1	7
10	1	7
11	1	8
12	1	8
13	1	9
14	1	10
15	1	11
16	1	12
17	1	13
18	1	13
19	1	14
20	1	14
21	1	15
22	1	15
23	1	16
24	1	16
25	1	17
26	1	17
27	1	18
28	1	18
29	1	19
30	1	19
31	1	20
32	1	20
33	1	21
34	1	21
35	1	21
36	1	21
37	1	22
38	1	22
39	1	22
40	1	22
41	1	23
42	1	23
43	1	23
44	1	23
45	1	24
46	1	24
47	1	24
48	1	24
49	1	25
50	1	25
51	1	25
52	1	25
53	1	26
54	1	26
55	1	26
56	1	26

別表第七ホの項からトの項までを次のように改める。

57	1	27
58	1	27
59	1	27
60	1	27
61	1	28
62	1	28
63	1	28
64	1	28
65	1	29
66	1	29
67	1	30
68	1	30
69	1	31
70	1	
71	1	
72	1	
73	1	
74	1	
75	1	
76	1	
77	1	
78	1	
79	1	
80	1	
81	1	
82	1	
83	1	
84	1	
85	1	
86	1	
87	1	
88	1	
89	1	
90	1	
91	1	
92	1	
93	2	
94	2	
95	2	
96	2	
97	3	
98	3	
99	3	
100	3	
101	4	
102	4	
103	4	
104	4	
105	5	
106	5	
107	6	
108	6	
109	7	

へ 医療職給料表（二）

昇格の日の 前日に受け ていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	1	22	1
31	1	23	1
32	1	24	1
33	1	25	1
34	2	26	1
35	3	27	1
36	4	28	1
37	5	29	1
38	6	30	1
39	7	31	1
40	8	32	1
41	9	33	1
42	10	34	1
43	11	35	1
44	12	36	1
45	13	37	1
46	14	37	1
47	15	38	1
48	16	38	1
49	17	39	1
50	18	39	1
51	19	40	1
52	20	40	1
53	21	41	1
54	22	42	1
55	23	43	1
56	24	44	1

57	25	45	1
58	26	45	1
59	27	46	1
60	28	46	1
61	29	47	1
62	30	47	2
63	31	48	3
64	32	48	4
65	33	49	5
66	34	50	6
67	35	51	7
68	36	52	8
69	37	53	9
70	38	53	9
71	39	54	9
72	40	54	10
73	41	55	10
74	42	55	10
75	43	56	11
76	44	56	11
77	45	57	11
78	46	57	12
79	47	58	12
80	48	58	12
81	49	59	13
82	50	59	13
83	51	60	13
84	52	60	13
85	53	61	14
86	54	61	14
87	55	61	14
88	56	61	14
89	57	62	15
90	57	62	15
91	58	62	15
92	58	62	15
93	59	63	16
94	59	63	16
95	60	63	16
96	60	63	16
97	61	64	17
98	62	64	17
99	63	64	17
100	64	64	17
101	65	65	17
102	66	65	18
103	67	65	18
104	68	65	18
105	69	65	18
106	70	66	18
107	71	66	19
108	72	66	19
109	73	66	19
110	73	66	19
111	74	67	19
112	74	67	20
113	75	67	20
114	75	67	20
115	76	67	20

116	76	68	20
117	77	68	21
118	77	68	21
119	77	68	21
120	77	68	21
121	78	69	21
122	78	69	22
123	78	70	22
124	78	70	22
125	79	71	22
126	79		22
127	79		23
128	79		23
129	80		23
130	80		23
131	80		23
132	80		24
133	81		24
134	81		
135	81		
136	82		
137	82		
138	82		
139	83		
140	83		
141	83		
142	84		
143	84		
144	84		
145	85		
146	85		
147	86		
148	86		
149	87		

ト 医療職給料表(三)

昇格の日の 前日に受け ていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	2	22	1
31	3	23	1
32	4	24	1
33	5	25	1
34	6	26	1
35	7	27	1
36	8	28	1
37	9	29	1
38	10	30	1
39	11	31	1
40	12	32	1
41	13	33	1
42	14	34	1
43	15	35	1
44	16	36	1
45	17	37	1
46	18	37	1
47	19	38	1
48	20	38	1
49	21	39	1
50	22	39	1
51	23	40	1
52	24	40	1
53	25	41	1
54	26	42	1
55	27	43	1
56	28	44	1

57	29	45	1
58	30	45	1
59	31	46	1
60	32	46	1
61	33	47	1
62	34	47	2
63	35	48	3
64	36	48	4
65	37	49	5
66	38	50	6
67	39	51	7
68	40	52	8
69	41	53	9
70	42	53	9
71	43	54	9
72	44	54	10
73	45	55	10
74	46	55	10
75	47	56	11
76	48	56	11
77	49	57	11
78	50	57	12
79	51	58	12
80	52	58	12
81	53	59	13
82	54	59	13
83	55	60	13
84	56	60	13
85	57	61	14
86	57	61	14
87	58	61	14
88	58	61	14
89	59	62	15
90	59	62	15
91	60	62	15
92	60	62	15
93	61	63	16
94	62	63	16
95	63	63	16
96	64	63	16
97	65	64	17
98	66	64	17
99	67	64	17
100	68	64	17
101	69	65	17
102	70	65	18
103	71	65	18
104	72	65	18
105	73	65	18
106	73	66	18
107	74	66	19
108	74	66	19
109	75	66	19
110	75	66	19
111	76	67	19
112	76	67	20
113	77	67	20
114	77	67	20
115	77	67	20

116	77	68	20
117	78	68	21
118	78	68	21
119	78	68	21
120	78	68	21
121	79	69	22
122	79	69	22
123	79	69	22
124	79	70	22
125	80	70	23
126	80	70	23
127	80	71	23
128	80	71	23
129	81	71	24
130	81		
131	81		
132	82		
133	82		
134	82		
135	83		
136	83		
137	83		
138	84		
139	84		
140	84		
141	85		
142	85		
143	86		
144	86		
145	87		

附 則

いの規則は、令和八年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和七年十一月一十四日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十八号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

付則別表第一を次のように改める。

付則別表第1（付則第2項関係）

期間の区分	職員の区分	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員	第3条第6号の職員及び第4条第6号の職員
(1) 桜用の日又は第4条第2号、第4号及び第6号の職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(2) (1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(3) (2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(4) (3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(5) (4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(6) (5)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(7) (6)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(8) (7)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(9) (8)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(10) (9)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(11) (10)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(12) (11)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(13) (12)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(14) (13)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(15) (14)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(16) (15)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(17) (16)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(18) (17)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(19) (18)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円
(20) (19)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	200, 100	130, 600	90, 900	円

報 公 都 京 東

(21)までの期間	(20)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	194,000	124,900	86,000
(22)までの期間	(21)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	188,000	119,200	81,100
(23)までの期間	(22)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	181,900	113,600	76,400
(24)までの期間	(23)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	175,900	108,000	71,500
(25)までの期間	(24)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	169,900	102,200	66,600
(26)までの期間	(25)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	163,700	97,000	62,200
(27)までの期間	(26)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	157,700	91,800	57,700
(28)までの期間	(27)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	151,700	86,700	53,200
(29)までの期間	(28)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	145,500	81,600	48,900
(30)までの期間	(29)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	139,300	76,400	44,600
(31)までの期間	(30)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	134,000	71,700	40,700
(32)までの期間	(31)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	128,700	67,000	36,700
(33)までの期間	(32)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	123,600	62,400	32,800
(34)までの期間	(33)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	118,400	58,700	29,900
(35)までの期間	(34)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	113,100	55,300	27,200
(36)までの期間	(35)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	107,900	51,900	24,400
(37)までの期間	(36)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	102,800	48,600	21,700
(38)までの期間	(37)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	97,800	45,200	19,000
(39)までの期間	(38)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	92,800	42,000	16,200
(40)までの期間	(39)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日	88,000	38,800	13,400

別表第1 (第6条関係)

期間の区分	職員の区分	第3条第1号の職員及 第3条第2号の職員 第3条第3号の職員及 第3条第4号の職員 第3条第5号の職員及 第3条第6号の職員	第3条第1号の職員及 第3条第2号の職員 第3条第3号の職員及 第3条第4号の職員 第3条第5号の職員及 第3条第6号の職員	第3条第1号の職員及 第3条第2号の職員 第3条第3号の職員及 第3条第4号の職員 第3条第5号の職員及 第3条第6号の職員
(1)までの期間	採用の日又は第4条第1号から第6号まで その者の大学卒業の日までの期間	326,900	285,900	215,200
(2)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(3)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	129,800
(4)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	129,800
(5)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(6)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(7)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(8)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	129,800
(9)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(10)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	129,800
(11)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(12)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	129,800
(13)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(14)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	129,800
(15)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(16)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	129,800
(17)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	129,800
(18)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(19)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	129,800
(20)までの期間	年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500

附 則						
(21)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	317,700	277,100	206,400	178,400	122,900
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	308,300	268,500	197,700	170,300	115,900
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	299,000	259,900	188,900	162,300	109,100
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	289,400	251,300	180,400	154,300	102,100
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	280,000	242,700	171,900	146,000	95,200
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	270,600	233,900	163,900	138,600	88,900
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	261,100	225,300	156,100	131,100	82,400
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	251,700	216,700	148,100	123,800	76,000
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	242,100	207,900	140,100	116,500	69,900
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	232,700	199,000	132,200	109,100	63,700
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	224,800	191,400	125,100	102,400	58,100
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	217,000	183,900	117,900	95,700	52,400
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	209,300	176,500	110,800	89,100	46,800
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	201,300	169,100	105,400	83,900	42,700
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	193,300	161,600	100,000	79,000	38,800
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	185,500	154,200	94,600	74,100	34,800
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	177,700	146,900	89,100	69,400	31,000
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	170,000	139,700	83,500	64,600	27,100
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	162,200	132,600	78,100	60,000	23,100
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌 年の3月31日までの期間	154,400	125,700	72,400	55,400	19,200

●東京都人事委員会訓令第一号
訓 令（人）

東京都人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和二十二年東京都人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月二十四日

東京都人事委員会委員長 中 西 充

別表第一中「（東京都人事委員会（以下「人事委員会」といふ。）が別に定めるものについては区分十一）」を削り、「人事委員会の承認を得て人事委員会が別に定めるものについては区分六）」を「東京都人事委員会（以下「人事委員会」といふ。）の承認を得て人事委員会が別に定めるものについては区分六）」に改め、「又は区分十一」を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

区 分 一	区 分 二	区 分 三	区 分 四	区 分 五	区 分 六	区 分 七	区 分 八	区 分 九
一〇一、七〇〇円	一〇一、七〇〇円	一〇一、七〇〇円	一〇一、七〇〇円	一七、五〇〇円	一七、五〇〇円	一一一、九〇〇円	一五一、三〇〇円	一三七、〇〇〇円
八四、八〇〇円	八四、八〇〇円	八四、八〇〇円	八四、八〇〇円	八四、八〇〇円	八四、八〇〇円	八四、八〇〇円	一三八、八〇〇円	行政職給料表(一)

別表第二(第一条関係)

別表第三(第二条関係)

附
則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

訓
令
(監)

●東京都監査委員訓令第三号

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十四年東京都監査委員訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

東京都監査事務局

東京都監査委員 小 蔡 純 子
別表第一中「（東京都代表監査委員が別に定めるものについては区分十一）」、「又
は区分十二」及び「（東京都代表監査委員が別に定めるものについては区分十二）」を

別表第二及び別表第三を次のように改める。

区分十	区分九	区分八	区分七	区分六	区分五	区分三	給料表 額別 の区調 分整	行政職給料表(一)
八四、八〇〇円	八四、八〇〇円	八四、八〇〇円	九六、五〇〇円	一〇一、七〇〇円	一七、五〇〇円	一二二、九〇〇円	一三五、三〇〇円	行政職給料表(一)
七二、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	九六、五〇〇円	一〇一、七〇〇円	一七、五〇〇円	一二二、九〇〇円	一三五、三〇〇円	行政職給料表(一)
六九、八〇〇円	六九、八〇〇円	六九、八〇〇円	九六、五〇〇円	一〇一、七〇〇円	一七、五〇〇円	一二二、九〇〇円	一三五、三〇〇円	行政職給料表(一)
六八、八〇〇円	六八、八〇〇円	六八、八〇〇円	九六、五〇〇円	一〇一、七〇〇円	一七、五〇〇円	一二二、九〇〇円	一三五、三〇〇円	行政職給料表(一)

別表第二（第二条關係）

区分十	区分九	区分八	区分七	区分六	区分五	区分三	給料表 総別の区調整	行政職給料表(一)
五二、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四九、八〇〇円	四八、三〇〇円	四七、九〇〇円	一八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一〇、九〇〇円
五〇、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	五三、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	五七、〇〇〇円
五二、〇〇〇円	五三、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	五九、八〇〇円
五三、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円

別表第三（第二条関係）

附 則

通達

報公都京東

各任命権者 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」（昭和50年12月25日付50人委第1200号）の一部を下記のように改正しましたので、令和8年4月1日以降これにより実施してください。

記

第5条関係第6項の次に次の1項を加える。

7 公安職給料表級別資格基準表の試験（選考）欄に掲げる「社会人」とは、警視庁職員任用規程（昭和61年警視庁訓令甲第3号）第6条第4項に定める「社会人採用選考」をいう。経験年数起算表及び公安職給料表初任給基準表の試験（選考）欄に定める「社会人」についても、同様とする。

発行
東京都
電話 ○三(五三三二二)一一一(代)
新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号 163-8001

定価

本号
一箇月
(郵送料を含む。) 六、六〇〇円
七〇円

印刷所

勝美
東京都文京区白山二丁目十三番七号
印 刷 株 式 会 社
○三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマークです。

リサイクルマーク